

平成 26 年 8 月 6 日

子ども子育て審議会 審議会長 森田明美 様

西東京市保育園保護者連絡協議会
会長

子ども子育て審議会 審議事項についての意見

平素より、保育園運営ならびに子育て環境の整備にご尽力いただき誠にありがとうございます。

西東京市保育園保護者連絡協議会（以下、保連協という）では 7 月 23 日開催の西東京市子ども子育て審議会（平成 26 年度第 3 回）において、「平成 27 年度子ども子育て新制度対応について保育園在園児保護者からの要望」（以下、要望書という）を提示させて頂きました。また、審議会での各資料による回答も確認いたしましたが、以下の通り補足をいたしますので何卒よろしくお願いいたします。

1. 西東京市の現行保育基準の明文化について

西東京市にて現在行われている保育の質は現状維持すると 7 月 6 日開催の説明会にてご説明いただきましたが、現行保育基準が明文化されていないと維持することも出来ないと考えます。条例の中に位置づけることが難しいという判断であれば、別途ガイドラインにて明文化すべきであると考えます。具体的には各施設に基づき、下記を明記する必要があると考えます。

(1) 保育士の配置数について

現在市内で運営している保育園での保育士配置数を明文化、また今後該当施設においては「旧市基準（もしくは旧都基準）」という形での現状維持、運営を行うと明記したガイドライン。

(2) 保育施設の面積について

現在市内で運営している保育園の施設面積、在籍園児定員数、1 児あたりの保育面積を明文化、また今後該当施設においては「旧市基準（もしくは旧都基準）」という形で現状維持、運営を行うと明記したガイドライン。

2. 新制度での基準を適用した保育施設の明文化について

現状運営している保育園の基準を維持する以上、同じ「認可」保育園でも異なった基準が残ることになります。同じ保育料で保育施設、保育士配置数に大きな差があることは不平等であると考えため、新制度の基準を適用した保育施設においても上記同様に(1)保育士の配置数、基準の明文化、及び(2)保育施設、在籍園児定員数、1 児あたりの保育面積の明文化をすることで、利用者への理解を促すことが必要であると考えます。

3. きょうだい加点について

入所申込の際、きょうだいがあるというだけで優先されることについては、きょうだいが在籍してい

ない世帯にとって不公平となり、公平を保つため、①優先項目を平成 26 年度より廃止し、②転園の際の調整指数を継続されているということについては全ての利用希望者への配慮、かつ、国のガイドラインに則った基準であると考えています。しかしながら、実際に 2 園以上の保育園を掛け持ちすることは保護者への負担ばかりではなく、子どもにとっても必要以上の時間の間保育施設へ預けられるということになり、子育て支援環境に相反していると考えます。

入所基準への復活が難しいという判断であれば、入所基準を満たした場合の入園施設振り分けの際に、きょうだいが入園している園へ優先的に割り当てを行うといった旨の項目をご検討いただければ、2 人以上の子どもを持つ親、あるいはこれから持とうと考えている親が現在抱えている不安が払拭されるのではないかと考えます。

以上